

令和6年度認定調査員現任者研修会開催要領

1 目 的

要介護及び要支援認定（以下、「要介護等認定」という。）を適正に実施するためには、要介護等認定の入口である認定調査の公平公正な実施が必要であるため、現任の認定調査員に対して知識及び技能の更なるレベルアップを図る。

2 実施主体

秋田県

3 運営主体

特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会

4 対 象 者

現に認定調査に従事している市町村職員及び市町村から委託を受けている居宅介護支援事業所、介護保険施設の介護支援専門員。

なお、原則として認定調査員としての就業期間が3年未満の者を対象とする。

5 日 時

令和6年7月22日（月） 13時30分～16時30分

※入室開始時刻は13時00分を予定。

6 開催方法

オンライン配信（オンライン会議システム「ZoomMeetings」利用予定）

7 定 員

54名 （保険者ごとに定員枠を設ける ※別表参照）

8 研修内容等

講義 「要介護認定調査の実施に係る留意点について」（仮題）

講師 横手市社会福祉協議会 本部総務課 介護保険事業主査 柴田 司 氏

グループ演習 「模擬認定調査」（仮題）

演習指導者 特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会会員

9 参加申込

各保険者で申込者を取りまとめの上、秋田県長寿社会課あて受講申込書を提出。

10 その他

（1）「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版（令和6年4月改訂）」

「要介護認定 介護認定審査会委員テキスト 2009 改訂版（令和3年4月改訂）」を各自持参。

（2）研修修了者には修了証明書を交付（郵送）する。

＜申込に関する留意事項＞

- (1) 接続トラブルを回避するため、受講者の利用端末は原則、「カメラ付きのパソコン」に限定させていただきますので御了承ください。
- (2) 講義中、グループワークを実施しますので、受講者1人につき1台のパソコンを使用してください。
- (3) 受講不可の場合のみ連絡することとし、受講決定は通知しません。

＜別表＞ 令和6年度認定調査員（現任者）研修会受講申込み枠

保険者名等	参加枠(人)
秋田市	4
能代市	3
横手市	4
大館市	4
男鹿市	3
湯沢市	3
鹿角市	3
潟上市	3
北秋田市	3
小坂町	1
上小阿仁村	1
三種町	2
八峰町	2
藤里町	1
五城目町	2
八郎潟町	2
井川町	1
大潟村	1
羽後町	2
東成瀬村	1
本荘由利広域市町村圏組合	4
大曲仙北広域市町村圏組合	4
合計	54

※上記の受講枠はおよその目安です。

申し込み状況によって、調整する場合があります。